

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

真庭市

2 構造改革特別区域の名称

真庭市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

真庭市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

真庭市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置しており、北は鳥取県に接し、東西に約 30km、南北に約 50km、総面積は約 828 km²で岡山県土の約 11.6%を占め、県下で最も広い面積をもつ自治体となっています。

北部は、大山隠岐国立公園に属する「蒜山三座」をはじめ津黒山など標高 1,000m 級の山々が鳥取県との県境を形成し、その南側には、蒜山高原や津黒高原などの広大な高原地帯が広がり、牧歌的な高原風景を醸し出しています。

また、岡山県の三大河川の一つである旭川の源流域であり、この旭川が地域のほぼ中央部を支流と合流しながら南下しています。豊かな森林資源に合わせ、流域には「美作三湯」の一つである湯原温泉郷、西日本一の名瀑神庭の滝などの多くの観光資源があり、南部には旭川に沿って平坦地が広がり、農用地及び商業地・工業地が形成されています。

(2) 人口

人口は令和 2 年（国勢調査）42,725 人で、平成 17 年の市町村合併時と比較すると 9,057 人減少（人口減少率 17.5%）しており、同時期の岡山県全体の人口減少率 3.5%と比較しても、著しい人口減少がみられ、定住を促進する施策の充実が求められています。

(3) 気候

南北に長大で標高差が大きい地形特性から、北部は、積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属する一方、南部は、温暖少雨の内陸性気候となっています。

(4) 地勢・産業

土地利用についてみると、森林が約 656 km² (79.2%) を占め、次いで田畑が約 68 km² (8.2%)、宅地が約 14 km² (1.7%) となっています。当市は、森林の占める割合が県内の割合 (68.0%) よりも高く、農地や宅地は河川沿いや中山間地域に点在しています。

市の北部は、農業と観光が産業の主体となっており、その広大な高原地帯では大規模な野菜生産や酪農が営まれ、多くの観光リゾート施設が立地しているほか、中部には、湯原温泉郷に代表される質の高い温泉や滝などがあり、豊かな自然や地域資源と一体となった広域的なレクリエーションゾーンが形成されています。また、南部に広がる市街地には、行政、文化、商工業、住宅、医療等の諸機能が集積し、市の生活拠点としての役割を担っています。

(5) 地域づくり

真庭市は、地域の個性を尊重し、地域の魅力を発信していくことで、将来に残すべき地域づくりに取り組んでいます。

当市では、近年の人口減少、過疎・高齢化の進展により、多くの地域で集落活動・機能維持が困難な状況にあることから、今後、集落を維持していくために、行政と地域がそれぞれの立場で一体となり地域課題の解決を図っていく、「協働のまちづくり」制度の確立に取り組んでいます。具体的には、地域住民のシビックプライドの醸成や、時代や環境に合わせ、地域資源の中から真庭市で生きる価値を見つけることが重要であるとの考えのもと、自分の手でつくり上げていく「生き方」、誇りを持って生きていく「考え方」、互いを尊重した「暮らし方」を進めてくための施策を実施しているところです。

また、将来的には真庭市をはじめとした地方都市を取り巻く社会環境はさらに大きく変化することが予想されます。そのような状況下において、真庭市で生活する価値や魅力を向上させ、慈み育て、生活を豊かにし、交流や移住にもつなげ、そして将来に引き継いでいくため、自然や農業体験を中心とした世代間や他地域・都市との交流などを推進し、地域の活性化・連帯感の創造を推進していくこととしています。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市では、地域に根差した産業育成に加えて、経済と生活基盤の強化を進め、地域資源（「モノ」）を地域内（「まち」）の中で回す（循環させる）ことにより付加価値（「カネ」）を高めていく施策を推進しています。

特に、農林畜産業は、里山真庭を形づくってきた産業であり文化です。就業だけでなく、「まち」の持続可能性や環境保全のための重要な社会資源、基幹産業としてその位置付けがさらに高まっていることから、当市としてもその高付加価値化を進めているところです。

こうした中、本特区計画は、地域に古くから伝統的に受け継がれている「どぶろく」を地域資源として活用し、真庭市の新たな魅力として発信していくものとしております。

真庭市は様々な気候、地形があり、多様な地域の魅力と地域資源に恵まれています。その地域の特徴を活かし、様々な特徴を持った「どぶろく」が生まれてくる可能性があり、そのことが当市の多彩な魅力をより広く発信できるものと考えます。

また、当該特例措置の活用により、関係人口の創出、観光滞在時間の長時間化、地産地消による農産物の消費拡大、農村の魅力向上といった地域活性化が見込まれ、ひいては農業の6次産業化につながるものと考えます。

また、市内事業者等による関連した動きとして、「発酵文化」にスポットを当てた取組が挙げられます。地酒、味噌、酢、チーズ、クラフトビールなど、真庭市内で「発酵食品」に携わる企業の若手経営者らが2012年に「まにわ発酵's」というチームを組織し、さまざまな情報発信や、イベント出展、子どもたちへの伝承、また酒蔵等の見学や試食・試飲を通じて酒米のルーツや水質の違いを学び、貴重な食文化を広める「発酵ツーリズム」の展開など行っており、今後もさらなる展開が期待されています。

これらの取組を推進するにあたり、当市では、気候・水質（軟水・硬水）の違いなど、地域の特徴を生かしたお米作りが進められており、コメの品質向上によるブランド化が行われています。そうした当地の良質米を利用し、その付加価値をさらに高める新たな取組として、「どぶろくづくり」へ注目も集まっております。これらの状況を踏まえると、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で濁酒の製造・販売が可能となるような環境整備を図ることで、農家の生産意欲の向上のほか、関係人口の増加や域内経済の活性化につながり、本特区計画の意義は極めて大きいと考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特区計画により規制の特例措置を活用することで、自らが作った米で濁酒を製造する農家レストランや農家民宿を営む者が増え、また製造された濁酒を市内で生産される他の地域資源と組み合わせて新たな付加価値を創出することにより、市内で「モノ」と「カネ」が「回る経済」を推進させることが可能になります。

また、本市が、多種多様な地域資源を有している特徴を生かし、それぞれの個性・能力・気候を生かした起業の実現等を通して、「ひと」が生きがいを感じられる「しごと」のある「まち」づくりを目標に掲げた「真庭ライフスタイル」(注1)を推進します。

(注1)「真庭ライフスタイル」の説明

第2期真庭市まち・ひと・しごと総合戦略でも記載している「実現したいまちの姿」を示すもの。

すべての「ひと」が、安心して安全に暮らせる「まち」で、自分や家族、そして地域を大切に思い、時代や環境に合わせて、地域資源の中から真庭市で生きる価値を見つけること。自分の手でつくり上げていく「生き方」、誇りを持って生きていく「考え方」、互いを尊重した「暮らし方」といった多彩な真庭の豊かな生活の進化と継承を目標としている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、年間250万人超の入込客を誇る蒜山地域をはじめとする市内の農村部と市内外の都市部との交流が拡大することにより、真庭を応援したい関係人口の増加や滞在時間の長時間化による観光産業の活性化が見込まれます。

また、地域農産物を活用した濁酒に合う地元料理や特産品の開発が進むことが期待され、地産地消による消費拡大が見込まれます。

また、こうした取組が進むことにより、農業の活性化をもたらし、遊休農地拡大の防止や、農地が持つ本来の多面的機能の回復につながり、豊かな環境を次世代に継承することが可能となります。

濁酒の製造は、市内の事業者からの提案を受けたものであり、本市が令和2年度に改定した「第2次真庭市総合計画一里山資本主義真庭の挑戦一」に

掲げる農林畜産業の基盤強化と里山の生活文化の保護や、多種多様な地域資源を組み合わせた新しい観光産業の創出による「回る経済」の強化に寄与するものと期待されます。

○農家レストランの件数（累計値）

区分	4年度	5年度目標	7年度目標	9年度目標
農家レストランの件数	1	2	4	7
農家レストランの新規件数	0	1	2	3
うちどぶろく製造件数	1	2	4	7

○農村地域と都市部との交流人口の増加

農業体験等のグリーンツーリズムを含むニューツーリズム（グリーンツーリズムやエコツーリズム、着地型旅行商品等をはじめとする新たな観光旅行の総称）の推進を図り、濁酒製造に関連する新たなプログラムの作成による交流人口の増加が期待されます。

区分	4年度末現在	5年度目標	7年度目標	9年度目標
濁酒製造関連のニューツーリズム体験プログラム数	0	0	5	20

○観光客入込数の増加

ニューツーリズムの推進と市内の様々な地域資源を結びつけることで交流人口の増加及び地域の活性化が期待されます。 (単位：人・千円)

区分	3年度	5年度目標	7年度目標	9年度目標
観光客入込数	2,186,917	2,188,000	2,190,000	2,194,000
観光客消費額	17,827,787	17,835,737	17,850,191	17,879,099

○遊休農地面積の拡大防止

区分	3年度末現在	5年度目標	7年度目標	9年度目標
遊休農地面積	549ha	維持	維持	維持

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1. 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、農家民宿、飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（構造改革特別区域法第25条第1項第2号に掲げる酒類（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

（1）事業に参与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

岡山県真庭市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記2に記載の者が濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、農家民宿などを併せ営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（濁酒）を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この取組みにより、都市住民との交流が一層深まるとともに、名水を活用

した濁酒の製造に係る地産地消の推進や農家レストラン等の新規開設が促進される。

また、イベントにおいて観光客等に提供することで誘客の促進や特色あるまちづくりに寄与するものと期待される。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や記帳義務が発生するとともに税務当局の検査や調査の対象となる。

当市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。